

自動車保管場所証明申請書の記載例

青森県警察

【車名】
車の製造会社名（メーカー名）を記入してください。
例としては、トヨタ、日産、三菱、ホンダ等です。

【型式・車台番号】
※ 数字とローマ字をはっきり区別してください。次の間違いがよく見受けられます。
仔 アイ ニ セット ナ ビー ブイユー
[1とl、2とZ、8とB、VとU]などに注意してください。

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で記入してください。

【使用の本拠の位置】
○ 個人の場合
実際に居住する場所の住所を記入してください。
通常は、住民票の住所と同じです。
※ 原則として、勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。
○ 法人の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
本社、営業所等の所在地です。
※ 原則として、役員の実家や社員寮等は使用の本拠とはなりません。

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かれば記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
○ 個人の場合
住民票又は印鑑登録証明書に記載されている住所・氏名を記入します。
氏名欄は、記名又は署名のみで可。
※ 氏名にはフリガナをつけてください。
○ 法人の場合
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を書き、法人代表者名を併記してください。

【連絡先】
申請内容についてお尋ねできる、日中の連絡先で勤務先や、氏名、電話番号(携帯電話番号)等を記入してください。

別記様式第1号（第1条関係）

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
トヨタ	IA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436 幅 169 高さ 177	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		青森市新町二丁目△-△ 新町アパート102号		
自動車の保管場所の位置		青森市新町二丁目△-△		
※保管場所標章番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 (同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。)		
自動車の保管場所の位置記載場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 ○ 年 △ 月 □ 日				
警察署長殿				
申請者 住所 青森市新町二丁目△-△ 新町アパート102号 氏名 青森 太郎 電話 (017) 777 局 1234 番				

※申請者氏名にはフリガナを付けてください。

欄は
完成検査修了証
譲渡検査修了証
自動車検査簿
登録検査証明書
正しく記載してください。

自動車検査簿
登録検査証明書
欄は
完成検査修了証
譲渡検査修了証
自動車検査簿
登録検査証明書
正しく記載してください。

自動車の保管場所の位置を管轄する警察署が申請先となります。

※ この欄は記載しないでください

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があるとき、所在図の提出を求めることができる。
① 自動車の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
② 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（①に該当する場合を除く。）。
2 ①②に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者 自己(単独)・他人・共有	自動車登録番号 青森500さ1234	申請内容 新車・代置(買い替え)・増車 (代替等の場合は、旧使用車の車台番号を記入する。)	連絡先 青森 太郎 (☎) 090-1234-7777
--------------------------	-----------------------	---	-------------------------------------

証明書の有効期限は、証明の日から1か月です。

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○をしてください。
○ 自己(単独)・・・自認書を添付
○ 他人・・・他人所有の場合は、保管場所使用承諾証明書、又は駐車場賃借契約書等の写しを添付
○ 共有・・・自認書のほか、共有者全員からの保管場所使用承諾証明書を添付

自動車を譲り受ける場合等で、ナンバー(登録番号)が分かる場合に記入してください。

【申請区分】
○ 新規・・・新車、中古車の購入で現在ナンバーがない場合
○ 代替・・・新車・中古車の購入で、現在所有して(買い替え) いる車と入れ替える場合
○ 増車・・・新車・中古車を追加購入する場合

※注意事項

- 自動車保管場所証明、保管場所標章交付申請書の各2通(計4通)に必要な事項を記入してください。
- 申請添付書類は、次の書類をそれぞれ一通添付してください。
★所在図及び配置図 ★保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃借契約書の写し等)
- 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限(証明日から1か月)以内に「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- 申請内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求められることがあります。

※ 申請手数料について

証明書交付申請	2,250円
標章交付	550円
証明書再交付申請	0円
標章再交付	550円